

第 48 号 (第53条関係) (平27内府令 6 ・全改、令元内府令12 ・一部改正)

教習射撃指導員解任命令書

年 月 日

殿

公安委員会 印

銃砲刀剣類所持等取締法第9条の4第3項の規定により、下記のとおり教習射撃指導員の解任を命ずる。

教習射撃場	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	名 称	
	管 理 者	
教習射撃指導員	指 定 番 号	
	指 定 年 月 日	
	氏 名	
	生 年 月 日	
	選 任 年 月 日	
解 任 を 命 ず る 理 由		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。